

選任していますか？ 安全運転管理者

一定台数以上の乗用車や貨物車、バイク等を使用する事業所等には、安全運転管理者、副安全運転管理者を事業所等ごとに選任し、15日以内に公安委員会に届け出なければならぬことが道路交通法に定められています。詳しくはお問い合わせください。

■安全運転管理者の選任を必要とする

自動車の台数

- ・乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- ・その他の自動車 5台以上
(大型自動二輪車または普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算します)

■副安全運転管理者の選任を必要とする

自動車の台数

- ・自動車の台数が20台以上40台未満の場合は1人
- ・40台以上の場合は20台増加するごとに1人

☎柳井警察署 0820 (23) 0110
警察本部交通企画課 083 (933) 0110

～公平性を確保するために～

町営住宅および特定公共賃貸使用料等の滞納整理を強化しています

町営住宅および特定公共賃貸使用料等は、世帯全員の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じて算出しています。

町営住宅および特定公共賃貸住宅使用料等の納期限は、毎月末日、12月のみ25日(土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日)となっていますが、納期限内にお支払がない場合は、督促状や催告書を発送し、電話や訪問による指導のほか、連帯保証人に納付指導等のご協力をお願いすることになります。また、滞納額が増えますと、住宅の明渡し請求を行う場合もあります。

なお、令和2年度以前の町営住宅等使用料等のお支払については、生活衛生課および税務課にて徴収していますが、一括してお支払できない場合は、お申し出によって分納もできることになっていますので、ご相談ください。

町営住宅等は、皆さまの大切な税金により建設されていますので、必ず納期限内にお支払ください。

☎生活衛生課 公営住宅班 0820 (79) 1010
税務課 徴収対策班 0820 (74) 1031

つつじ墓園使用のご案内

周防大島町共同墓地「つつじ墓園」の使用を希望される方は、使用許可申請が必要です。

■申請者の資格

次の(1)～(3)いずれかに該当する方

- (1) 町内に住所を有する方
 - (2) 町内に本籍を有する方
 - (3) 町長が特別の理由があると認めた方
- ※町外居住の場合は、管理人の選任が必要です。

■所在地および使用料

・所在地 周防大島町西三浦1267-1

・墓所の面積

1区画 約1.36m×1.36m

(縁石を含まない)

・使用料(永代)

18万円(1区画)

・管理料(永代)

2万円(1区画)

※許可の際に納付していただきます。

■申請方法

各総合支所・生活衛生課に備え付けの墓所使用許可申請書を提出してください。

■注意

町では、石材業者の指定はしていません。また、石材業者等による申し込

み代行はできません。

■問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班
☎0820(79)1012

